

第 1 編 バリアフリー全般事項

第 1 章 背景と目的

第1章 背景と目的

1-1 基本構想策定の背景

高齢者も子どもも、障害のある人もない人も、普通の生活をおくることのできる社会をめざすノーマライゼーションの理念の浸透から、誰もが安心して社会参加でき、快適に暮らせる生活環境の確保が重要な課題となっており、その前提として、「ユニバーサルデザイン」の視点を取り入れた駅舎や道路等の公共施設の整備を推進することが強く求められています。

杉並区は、昭和55年の国際障害者年を契機として「杉並区立施設における福祉環境整備要綱」をはじめとする独自の要綱等を制定し、国や都の動向を踏まえながら、これまで公的建築物、公園、区道などのバリアフリー化（段差や障壁の解消など）や普及啓発活動などに取り組んできました。

また、杉並区基本構想（以下、杉並区21世紀ビジョン）において、区の主要な目標として「すべての人が安心して健やかに生活できる健康都市杉並」の実現を掲げています。健康都市とは、保健福祉だけでなく都市基盤や環境、教育等、まちのあらゆる営みにより、すべての区民の健康な生活（個人個人が、その能力を最大限に発揮して暮らしていけること）が支えられ、育まれていくまちを実現していくことにあります。

このような中、平成12年11月15日に「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が施行されました。この法律において、道路や鉄道駅のバリアフリー化により、高齢者、身体障害者等の移動に際しての身体の負担を軽減し、移動の利便性や安全性の向上を図るために、関係機関による一体的・重点的な移動円滑化の実施・枠組みが位置付けられました。

公共交通機関を利用した移動は、すべての区民がまちの様々な営みに参加するための重要な手段であり、移動円滑化を促進することは、健康都市を実現するために大きな意義をもつものです。

1-2 基本構想策定の目的

杉並区交通バリアフリー基本構想を策定する目的は、

**駅、バスターミナル、鉄道車両、バス等のバリアフリー化の推進
駅等の旅客施設を中心とした一定の地区（重点整備地区）において、旅客施設、
周辺の道路、駅前広場、信号機等のバリアフリー化の重点的・一体的な推進**

**を図ることにより、高齢者や身体障害者等の移動に際しての身体の負担を軽減し、移動の
利便性や安全性、自立的な行動を支援することにあります。**

しかし、こうしたバリアフリー化を促進するための諸施策は、関係者が地方自治体、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等多岐にわたっているため、現状のままでは各々の取組みを一体的に推進することは困難になっています。そこで、地域の実情に応じて、鉄道駅やその周辺道路、信号機等の整備について整合性をとるため、東京都、杉並区、道路管理者、交通管理者、交通事業者等の関係機関及び身体障害者、高齢者等の区民代表が、「交通バリアフリー法」やこれに基づく「移動円滑化の促進に関する基本方針」を踏まえて、現状での取り組みや課題を整理し、これからのバリアフリー整備方針などの検討を行い、「杉並区交通バリアフリー基本構想」（以下、基本構想）を策定することとしました。

さらに、鉄道駅を中心とした一定地区を定め、交通バリアフリー施策の実施プログラム等の検討を行い、基本構想に基づき平成22年を目途に、その方策の実施を図っていくこととします。

また、この基本構想は、高齢者や障害者等を含めた区民の意見を踏まえ、区民参画により策定するものであり、今後、区内の駅及び駅周辺道路等のバリアフリー整備を行う際の道筋となるものです。